

平成 22 年度における企業結合関係届出等の状況

平成 23 年 6 月 21 日
公正取引委員会事務総局
経済取引局企業結合課

第 1 株式取得、合併、分割、共同株式移転及び事業譲受け等の届出受理件数

平成 22 年度における届出受理の総件数は 265 件(対前年度比 73.1%減)となっており、その内訳は、株式取得に係る届出が 184 件、合併に係る届出が 11 件、分割に係る届出が 11 件、共同株式移転に係る届出が 5 件、事業譲受け等に係る届出が 54 件であった(過去 3 年間の件数は第 1 表のとおり)。

平成 22 年度の届出件数が、平成 21 年度以前に比べて大幅に減少しているのは、改正独占禁止法(平成 22 年 1 月 1 日施行)により、届出対象範囲が縮減されたことによるものと考えられる(後記「参考」を参照)。

(注) 一定規模を超える会社が、株式取得、合併、分割、共同株式移転及び事業譲受け等を行う場合には、あらかじめ届け出なければならないとされている(例えば、合併については当事会社の中に国内売上高合計額が 200 億円を超える会社と国内売上高合計額が 50 億円を超える会社が含まれている場合には、あらかじめ届け出なければならない)。

第 1 表 株式取得、合併、分割、共同株式移転及び事業譲受け等の届出受理件数

(単位: 件)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
株式取得届出受理件数(注)	829	840	184
合併届出受理件数	69	48	11
分割届出受理件数	21	15	11
共同株式移転届出受理件数	—	3	5
事業譲受け等届出受理件数	89	79	54
合 計	1,008	985	265

(注) 平成 20 年度及び平成 21 年度の「株式取得」は、独占禁止法改正法(平成 21 年法律第 51 号)による改正前の独占禁止法の規定に基づく株式所有に関する報告書の件数。ただし、平成 21 年度の件数(840 件)には、改正後の株式取得届出受理件数(71 件)を含む。

(参考) 平成 21 年独占禁止法改正による届出・報告義務の変更について

合併については、改正前は、国内の直接の親・子会社の総資産を含む総資産合計額 100 億円超の国内の会社と総資産合計額 10 億円超の国内の会社の合併について届け出なければならないこととされていたが、法改正により、国内売上高合計額が 200 億円超の会社と同 50 億円超の会社の合併について届け出なければならないこととされた。

また、株式取得については、改正前は、単体総資産額が 20 億円超かつ国内の直接の親・子会社の総資産を含む総資産合計額が 100 億円超の国内の会社が、単体総資産額 10 億円超の国内の会社の株式を取得する場合等であって、その議決権保有割合が 10%、25%、50%(3 段階)を超えるものが報告対象(事後報告)とされていたが、法改正により、国内売上高合計額が 200 億円超の会社が、子会社の国内売上高を含む国内売上高が 50 億円超の会社の株式を取得しようとする場合であって、議決権保有割合が 20%、50%(2 段階)を超えるものについて、合併等と同様にあらかじめ届け出なければならないこととされた。

第2 行為類型別の件数

1 株式取得

(1) 国内売上高合計額別の件数

株式取得に係るもののうち、国内売上高合計額が1000億円以上の会社による株式取得が過半を占めている（第2表）。

第2表 国内売上高合計額別株式取得届出受理件数

（単位：件）

株式発行会社及び その子会社の 国内売上高 の合計額 株式取得会社の 国内売上高合計額	50億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
200億円以上 500億円未満	19	3	1	0	0	23
500億円以上 1000億円未満	16	5	5	0	0	26
1000億円以上 5000億円未満	47	15	5	3	2	72
5000億円以上 1兆円未満	9	2	2	0	0	13
1兆円以上 5兆円未満	14	7	2	12	0	35
5兆円以上	7	3	4	1	0	15
合計	112	35	19	16	2	184

(2) 議決権取得割合別の件数

株式取得に係るものを議決権取得割合別にみると、50%を超えて取得したものが過半を占めている（第3表）。

（注） 議決権取得割合とは、株式発行会社の株式を取得しようとする場合において、届出会社が取得の後において所有することとなる当該株式発行会社の株式に係る議決権の数と届出会社の属する企業結合集団に属する当該届出会社以外の会社等が所有する当該株式発行会社の株式に係る議決権の数とを合計した議決権の数の株式発行会社の総株主の議決権の数に占める割合である。

第3表 議決権取得割合別の株式取得届出件数

（単位：件）

議決権取得割合 年度	20%超 50%以下	50%超	合計
22	52	132	184

（注） 平成21年独占禁止法改正法により、届出会社の議決権取得割合が20%又は50%を超えることとなる場合に株式の取得に関する計画を届け出ることが義務付けられたことに伴い、平成22年度は20%超、50%超の2段階で集計している。

2 合併

(1) 態様別の件数

合併に係るものを態様別にみると、吸収合併が11件であり、新設合併に係るものはなかった。

(2) 国内売上高合計額別の件数

合併に係るもののうち、国内売上高合計額が500億円以上の会社を含む合併が過半を占めている（第4表）。

第4表 国内売上高合計額別合併届出件数

(単位：件)

消滅会社の 国内売上高 合計額 ／ 存続会社の 国内売上高合計額	50億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
50億円以上 200億円未満	－	0	0	0	0	0
200億円以上 500億円未満	4	1	1	0	0	6
500億円以上 1000億円未満	0	0	0	0	1	1
1000億円以上 5000億円未満	1	1	1	1	0	4
5000億円以上 1兆円未満	0	0	0	0	0	0
1兆円以上 5兆円未満	0	0	0	0	0	0
5兆円以上	0	0	0	0	0	0
合計	5	2	2	1	1	11

(注) 3社以上の合併、すなわち消滅会社が2社以上である場合には、国内売上高合計額が最も大きい消滅会社を基準とした。

3 分割

(1) 態様別の件数

分割に係るものを態様別にみると、吸収分割が11件であり、共同新設分割に係るものはなかった。

(2) 国内売上高合計額別の件数

吸収分割に係るもののうち、事業を承継する会社の国内売上高合計額が1000億円以上のものが過半を占めている（第5表）。

第5表 国内売上高合計額別吸収分割届出件数

（単位：件）

分割する会社の国内売上高合計額（又は分割対象部分に係る国内売上高） 承継する会社の国内売上高合計額	30億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
50億円以上 200億円未満	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
200億円以上 500億円未満	0（1）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（1）
500億円以上 1000億円未満	1（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	1（0）
1000億円以上 5000億円未満	1（3）	0（0）	0（0）	0（1）	0（0）	1（4）
5000億円以上 1兆円未満	0（0）	0（1）	0（0）	0（0）	0（0）	0（1）
1兆円以上 5兆円未満	0（2）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（2）
5兆円以上	1（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	1（0）
合計	3（6）	0（1）	0（0）	0（1）	0（0）	3（8）

（注）括弧内は事業の重要部分を承継する会社の分割対象部分に係る国内売上高による届出受理の件数である（内数ではない）。

4 共同株式移転

国内売上高合計額別の件数

共同株式移転に係るもののうち、国内売上高合計額が1000億円以上の会社を含む共同株式移転が過半を占めている（第6表）。

第6表 国内売上高合計額別共同株式移転届出件数

（単位：件）

株式移転会社2の 国内売上高 合計額 株式移転 会社1の国 内売上高合計額	50億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
200億円以上 500億円未満	2	0	－	－	－	2
500億円以上 1000億円未満	0	0	0	－	－	0
1000億円以上 5000億円未満	1	0	1	0	－	2
5000億円以上 1兆円未満	0	0	0	0	0	0
1兆円以上 5兆円未満	0	0	0	1	0	1
5兆円以上	0	0	0	0	0	0
合計	3	0	1	1	0	5

（注） 共同株式移転をする会社のうち、国内売上高合計額が最も大きい会社を「株式移転会社1」、その次に大きい会社を「株式移転会社2」とした。

5 事業譲受け等

(1) 態様別の件数

事業譲受け等に係るものを態様別にみると、事業譲受けが48件、事業上の固定資産の譲受けが6件であった。

(2) 国内売上高合計額別の件数

事業譲受け等に係るもののうち、国内売上高合計額が1000億円以上の会社による事業譲受け等が過半を占めている（第7表）。

第7表 国内売上高合計額別事業譲受け等届出件数

（単位：件）

譲受け対象部分 に係る国内 売上高 譲受会社の 国内売上高合計額	30 億円以上 200 億円未満	200 億円以上 500 億円未満	500 億円以上 1000 億円未満	1000 億円以上 5000 億円未満	5000 億円以上	合計
200 億円以上 500 億円未満	8	0	1	0	0	9
500 億円以上 1000 億円未満	11	1	0	0	0	12
1000 億円以上 5000 億円未満	14	1	0	0	0	15
5000 億円以上 1 兆円未満	6	0	0	0	0	6
1 兆円以上 5 兆円未満	8	2	0	0	0	10
5 兆円以上	1	0	1	0	0	2
合計	48	4	2	0	0	54

第3 業種別届出受理件数（第8表）

1 株式取得

株式取得に係るもの184件のうち、「その他」を除けば、「卸・小売業」が41件と最も多く、「製造業」が36件、「運輸・通信・倉庫業」が18件と続いている。

2 合併

合併に係るもの11件のうち、「卸・小売業」が4件と最も多く、以下、「製造業」及び「サービス業」がそれぞれ2件と続いている。

3 分割

吸収分割に係るもの11件のうち、「卸・小売業」が5件と最も多く、以下、「製造業」が3件、「運輸・通信・倉庫業」、「サービス業」、「金融・保険業」がそれぞれ1件であった。

なお、共同新設分割に係るものはなかった。

4 共同株式移転

共同株式移転に係るもの5件のうち、「建設業」が2件、「製造業」、「不動産業」、「運輸・通信・倉庫業」がそれぞれ1件であった。

5 事業譲受け等

事業譲受け等に係るもの54件のうち、「製造業」が25件と最も多く、以下、「卸・小売業」が14件、「その他」が6件と続いている。

第8表 業種別届出受理件数

(単位：件)

業種別	株式取得	合併	共同新 設分割	吸収分割	共同株 式移転	事業譲 受け等	合計
農 林 ・ 水 産 業	0	0	0	0	0	0	0
鉱 業	0	0	0	0	0	0	0
建 設 業	3	1	0	0	2	1	7
製 造 業	36	2	0	3	1	25	67
卸 ・ 小 売 業	41	4	0	5	0	14	64
不 動 産 業	5	0	0	0	1	1	7
運輸・通信・倉庫業	18	1	0	1	1	2	23
サ ー ビ ス 業	15	2	0	1	0	3	21
金 融 ・ 保 険 業	16	0	0	1	0	2	19
電 気 ・ ガ ス 業	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	50	1	0	0	0	6	57
合 計	184	11	0	11	5	54	265

(注) 会社がどの業種に属するかは、株式取得においては株式取得会社の業種、合併においては合併後の存続会社の業種、共同新設分割においては事業を承継した会社の業種、吸収分割においては事業を承継した会社の業種、共同株式移転においては新設会社の業種、事業譲受け等においては事業等を譲り受けた会社の業種による。

第4 形態別届出受理件数（第9表）

1 株式取得

株式取得に係るもの184件のうち、水平関係を含むものが113件と最も多く、以下、垂直関係（前進）を含むものが40件、混合関係（純粋）を含むものが30件と続いている。

（注1） 形態別とは、次の分類による。以下同じ。

（1）水平関係：当事会社グループ同士が同一の一定の取引分野において競争関係にある場合

（2）垂直関係：当事会社グループ同士が取引段階を異にする場合

前 進：株式取得会社、存続会社、被承継会社又は譲受会社が最終需要者の方向にある会社と企業結合を行う場合

後 進：前進の反対方向の会社と企業結合を行う場合

（3）混合関係：水平・垂直のいずれにも該当しない場合

地域拡大：同種の商品又は役務を異なる市場に供給している場合

商品拡大：関連性のある異種の商品又は役務を供給している場合

純 粋：上記のいずれにも該当しない場合

（注2） 形態別の件数については、複数の形態に該当する企業結合の場合、該当する形態を全て集計している。そのため、件数の合計は、届出件数と必ずしも一致しない。以下同じ。

2 合併

合併に係るもの11件のうち、水平関係を含むものが8件と最も多く、以下、混合関係（地域拡大）を含むものが3件、垂直関係（前進）を含むものが2件と続いている。

3 分割

吸収分割に係るもの11件のうち、水平関係を含むものが9件と最も多く、以下、垂直関係（前進）を含むものが4件、垂直関係（後進）を含むものが3件と続いている。

なお、共同新設分割に係るものはなかった。

4 共同株式移転

共同株式移転に係るもの5件のうち、水平関係を含むもの、垂直関係（前進）を含むもの、垂直関係（後進）を含むものがそれぞれ3件であった。

5 事業譲受け等

事業譲受け等に係るもの54件のうち、水平関係を含むものが38件と最も多く、以下、混合関係（純粋）を含むものが9件、垂直関係（後進）を含むものが6件と続いている。

第9表 形態別届出受理件数

(単位：件)

形態別		株式取得	合併	共同新 設分割	吸収分割	共同株 式移転	事業譲 受け等
水 平 関 係		113	8	0	9	3	38
垂 直 関 係	前 進	40	2	0	4	3	3
	後 進	28	1	0	3	3	6
混 合 関 係	地 域 拡 大	12	3	0	1	1	2
	商 品 拡 大	27	1	0	0	2	0
	純 粋	30	1	0	0	0	9
届出受理件数		184	11	0	11	5	54

(注) 形態別の件数については、複数の形態に該当する企業結合の場合、該当する形態を全て集計している。
そのため、件数の合計は、届出件数と必ずしも一致しない。

第5 独占禁止法第9条の事業報告・設立届出の動向

独占禁止法第9条第4項の規定に基づき提出された事業報告書の件数は92件であった。また、第9条第7項の規定に基づき提出された会社設立届出書の件数は2件であった（第10～15表）。

（注） 総資産の額が一定規模以上の会社は、毎事業年度終了の日から3か月以内に事業に関する報告書を公正取引委員会に提出しなければならないとされている。また、一定の要件を満たす新たに設立された会社は、その設立の日から30日以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならないとされている。

なお、東日本大震災により、上記報告・届出の義務が履行されなかったものについては、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づき、政令で定めることとされている免責期限まで、当該不履行の責任が免責されている。

第10表 独占禁止法第9条第4項の規定に基づく報告会社の総資産規模別・会社態様別件数

（単位：件）

会社態様別 総資産規模別	持株会社（総資産基準額 6000 億円） 第9条第4項第1号	金融会社（総資産基準額 8 兆円） 第9条第4項第2号	一般事業会社（総資産基準額 2 兆円） 第9条第4項第3号	計
8 兆円以上	15	9	15	39
5 兆円以上 8 兆円未満	2	－	14	16
2 兆円以上 5 兆円未満	8	－	25	33
1 兆円以上 2 兆円未満	3	－	－	3
6000 億円以上 1 兆円未満	1	－	－	1
合計	29	9	54	92

第11表 独占禁止法第9条第4項第1号の規定に基づく報告書提出会社（持株会社 29 社）

会社名		
IBM Japan Holdings LLC MS & AD インシュアランスグループホールディングス(株) 大塚ホールディングス(株) (株)紀陽ホールディングス GE Capital International Funding, LLC (株)札幌北洋ホールディングス (株)住生活グループ J. フロントリテイリング(株) (株)セブン&アイ・ホールディングス ソフトバンク(株)	中央三井トラスト・ホールディングス(株) (株)T & Dホールディングス 東京海上ホールディングス(株) 東短ホールディングス(株) (株)日本製紙グループ本社 日本電信電話(株) 日本郵政(株) フィデアホールディングス(株) (株)ふくおかフィナンシャルグループ 富士フイルムホールディングス(株)	(株)ほくほくフィナンシャルグループ (株)みずほフィナンシャルグループ (株)三井住友フィナンシャルグループ (株)三越伊勢丹ホールディングス (株)三菱ケミカルホールディングス (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ (株)山口フィナンシャルグループ (株)りそなホールディングス ヤマトホールディングス(株)

第 12 表 独占禁止法第 9 条第 4 項第 2 号の規定に基づく報告書提出会社（金融会社 9 社）

会社名		
(株)静岡銀行	住友生命保険(相)	日本生命保険(相)
(株)新生銀行	第一生命保険(相)	明治安田生命保険(相)
住友信託銀行(株)	(株)千葉銀行	(株)横浜銀行

第 13 表 独占禁止法第 9 条第 4 項第 3 号の規定に基づく報告書提出会社（一般事業会社 54 社）

会社名		
AXA S. A.	住友金属工業(株)	(株)日本政策投資銀行
出光興産(株)	住友化学(株)	日本電気(株)
伊藤忠商事(株)	住友商事(株)	野村ホールディングス(株)
(株)オリエントコーポレーション	セントラル短資(株)	パナソニック(株)
オリックス(株)	双日(株)	東日本旅客鉄道(株)
関西電力(株)	ソニー(株)	(株)日立製作所
キャノン(株)	(株)大和証券グループ本社	富士通(株)
キリンホールディングス(株)	中国電力(株)	Prudential International
近畿日本鉄道(株)	中部電力(株)	Insurance Holdings, Ltd.
K D D I (株)	(株)デンソー	本田技研工業(株)
(株)神戸製鋼所	東海旅客鉄道(株)	丸紅(株)
シャープ(株)	東京電力(株)	三井物産(株)
ジェイ エフ イー ホールデ	(株)東芝	三井不動産(株)
ィングス(株)	東北電力(株)	三菱地所(株)
Citigroup Inc.	(株)豊田自動織機	三菱重工業(株)
(株)商工組合中央金庫	トヨタ自動車(株)	三菱商事(株)
新日鉱ホールディングス(株)	日産自動車(株)	三菱電機(株)
新日本製鐵(株)	日本証券金融(株)	三菱 U F J リース(株)
新日本石油(株)	(株)日本政策金融公庫	

第 14 表 独占禁止法第 9 条第 7 項の規定に基づく報告書提出会社（持株会社 2 社）

会社名	
J X ホールディングス(株)	N K S J ホールディングス(株)

第6 銀行又は保険会社の議決権保有に関する認可の動向

独占禁止法第11条の規定に基づく認可件数は10件であり、全て同条第2項の規定に基づくもの（全て銀行に係るもの）であった。また、平成22年度末現在において、認可によって議決権の保有が認められている件数は13件であった（第15表）。

なお、同条の規定に基づく認可件数のうち、外国会社に係るものはなかった。

第15表 独占禁止法第11条の規定に基づく認可件数

（単位：件）

	平成22年度末現在において 認可によって議決権の保有が 認められている件数	
		うち、平成22年度に おける認可件数
銀行	13	10
保険会社	0	0
計	13	10

資料 企業結合関係の届出・報告件数の推移（注1）

（単位：件）

年 度	第9条の 事業報告書 （注2）	第9条の 設立届出書 （注2）	株式取得届出 （注3）	役員兼任届出 （注4）	会社以外の 者の株式所有 報告書（注5）	合併届出 （注6）	分割届出 （注7）	共同株式 移転届出 （注8）	事業譲受 け等届出 （注9）
昭和22			(2)		(0)	(23)			(22)
23			(31)		(0)	(309)			(192)
24			(13)		(0)	(123)			(53)
			2,373		0	448			143
25			3,840		0	420			207
26			4,546		0	331			182
27			4,795		0	385			124
28			3,863	268	0	344			126
29			2,827	328	0	325			167
30			3,033	268	0	338			143
31			3,080	457	0	381			209
32			3,069	375	0	398			140
33			3,316	557	0	381			118
34			3,170	466	0	413			139
35			2,991	644	0	440			144
36			3,211	675	1	591			162
37			3,231	804	0	715			193
38			3,844	758	0	997			223
39			3,921	527	4	864			195
40			4,534	487	1	894			202
41			4,325	462	0	871			264
42			4,075	458	2	995			299
43			4,069	480	3	1,020			354
44			4,907	647	0	1,163			391
45			4,247	543	2	1,147			413
46			5,832	552	0	1,178			449
47			5,841	501	1	1,184			452
48			6,002	874	0	1,028			443
49			5,738	794	0	995			420
50			5,108	754	9	957			429
51			5,229	925	6	941			511
52			5,085	916	1	1,011			646
53			5,372	1,394	0	898			595
54			5,359	3,365	0	871			611
55			5,759	2,556	2	961			680
56			5,505	2,958	1	1,044			771
57			6,167	2,477	1	1,040			815
58			6,033	3,389	4	1,020			702
59			6,604	3,159	2	1,096			790
60			6,640	3,504	6	1,113			807
61			7,202	2,944	1	1,147			936
62			7,573	3,776	1	1,215			1,084
63			6,351	3,450	0	1,336			1,028
平成元			8,193	4,420	0	1,450			988
2			8,075	4,312	0	1,751			1,050
3			8,034	6,124	2	2,091			1,266
4			8,776	5,675	0	2,002			1,079
5			8,036	6,330	3	1,917			1,153
6			8,954	5,137	18	2,000			1,255
7			8,281	5,897	1	2,520			1,467
8			9,379	5,042	0	2,271			1,476
9	0	0	8,615	5,955	7	2,174			1,546
10	2	0	7,518	447	0	1,514			1,176
11	1	1	1,029			151			179
12	5	1	804			170			213
13	7	7	898			127	20		195
14	16	7	899			112	21		197
15	76	4	959			103	21		175

年 度	第9条の 事業報告書 (注2)	第9条の 設立届出書 (注2)	株式取得届出 (注3)	役員兼任届出 (注4)	会社以外の 者の株式所有 報告書(注5)	合併届出 (注6)	分割届出 (注7)	共同株式 移転届出 (注8)	事業譲受 等届出 (注9)
16	79	1	778			70	23		166
17	80	5	825			88	17		141
18	87	2	960			74	19		136
19	93	2	1,052			76	33		123
20	92	4	829			69	21		89
21	93	5	840			48	15	3	79
22	92	2	184			11	11	5	54

(注1) 括弧内は認可件数である。

(注2) 独占禁止法第9条の規定に基づく事業報告書の提出及び設立の届出制度は、平成9年独占禁止法改正法により新設されたものであり、それ以前の件数はない。

なお、平成14年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、一定の総資産額基準を超える持株会社について事業報告及び設立の届出を行わなければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では、持株会社に加え、一定の総資産額基準を超える金融会社及び一般事業会社についても事業報告及び設立の届出を行わなければならないこととされた。

(注3) 株式所有報告書の裾切り要件（総資産額）は次のとおり改正されている。

改正年	裾切り要件（総資産額）
昭和 24	500 万円超
28	1 億円超
40	5 億円超
52	20 億円超

また、平成10年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、総資産が20億円を超える国内の会社（金融業を営む会社を除く。）又は外国会社（金融業を営む会社を除く。）は、国内の会社の株式を所有する場合には、毎事業年度終了後3か月以内に株式所有報告書を提出しなければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では、総資産が20億円を超えかつ総資産合計額が100億円を超える会社が、総資産が10億円を超える国内の会社又は国内売上高が10億円を超える外国会社の株式を10%、25%又は50%を超えて取得し、又は所有することとなる場合には、株式所有報告書を提出しなければならないこととされた。

なお、平成21年独占禁止法改正法による改正については、1頁（参考）のとおりである。

(注4) 平成10年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、会社以外の者は、国内において相互に競争関係にある2以上の国内の会社をそれぞれの発行済株式総数の10%を超えて所有することとなる場合には株式所有報告書を提出しなければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では廃止された。

(注5) 平成10年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、会社の役員又は従業員は、国内において競争関係にある国内の会社の役員の地位を兼ねる場合において、いずれか一方の会社の総資産が20億円を超えるときは届け出なければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では廃止された。

(注6) 平成10年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、会社が合併しようとする場合には、全てあらかじめ届け出なければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では、当事会社の中に総資産合計額が100億円を超える会社と総資産合計額が10億円を超える会社がある場合等に届け出なければならないこととされた。

なお、平成21年独占禁止法改正法による改正については、1頁（参考）のとおりである。

(注7) 分割の届出は、平成12年商法改正に伴い新設されたものであり、平成12年度までの件数はない。

また、平成21年独占禁止法改正法による改正によって届出基準が見直され、当事会社の中に国内売上高合計額が200億円を超える全部承継会社（事業の全部を承継させようとする会社をいう。）と国内売上高合計額が50億円を超える事業を承継しようとする会社がある場合等には、分割に関する計画について届け出なければならないこととされた。

(注8) 共同株式移転の届出は、平成21年独占禁止法改正法により新設されたものであり、平成20年度までの件数はない。

(注9) 平成10年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、会社が事業の全部又は重要部分の譲受け等をしようとする場合には、全てあらかじめ届け出なければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では、総資産合計額が100億円を超える会社が、総資産額10億円超の国内会社の事業の全部を譲り受ける場合等に届け出なければならないこととされた。

また、平成21年独占禁止法改正法による改正によって届出基準が見直され、国内売上高合計額が200億円を超える会社が、国内売上高30億円超の会社の事業の全部を譲り受ける場合等に事業譲受け等に関する計画について届け出なければならないこととされた。